

職場の皆さままでご回覧ください！

令和2年度 被扶養者資格再確認 ご協力をお願い

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和2年度につきましては、**10月上旬から下旬にかけて順次事業所様宛**に「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

確認の対象者 → **令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）**

※ すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、確認の対象となる被扶養者がいない場合は事業主の方へ被扶養者状況リストは送付いたしません。

提出期限 → **令和2年11月30日（月）**

提出書類について → **被扶養者状況リスト <以下の該当者はリスト+下記の書類>**

- 被保険者と別居している被扶養者 ⇒ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類（※学生は省略可）
被扶養者現況申立書
- 海外に在住している被扶養者 ⇒ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類
被扶養者現況申立書
- 確認後、扶養から外れる被扶養者 ⇒ 被扶養者調書兼異動届、該当被扶養者の保険証

<令和元年度の実績>

扶養解除者数は**約6.6万人**、高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）は**約15億円**となりました。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



かかりつけ医、かかりつけ薬局を持ちましょう！



はしご受診は リスクが高い！

同じ病気なのに「新しくできた病院が良さそう」などの自分の都合・判断※で、複数の医療機関を受診する「はしご受診」は、同じような投薬を受ける可能性があり、体に負担となるだけでなく診療代がかさみ家計にも負担になります。負担を減らすため、**かかりつけ医、かかりつけ薬局をもちましょう。**



※はしご受診と「セカンドオピニオン」は異なります。セカンドオピニオンとは、納得できる治療を受けるために主治医以外の医師に意見を求めることです。セカンドオピニオンを申し出ると、主治医は紹介状に加えて、検査結果や画像情報など、必要な情報を紹介先に渡してくれます。

保険証を使用できるのは 退職日まで です！！

保険証は資格喪失日（退職日の翌日）から使用できません。資格喪失後に、誤って前の保険証を使用して医療機関を受診した場合、後日ご本人様より医療費をお返しいただくことになります。事業所のご担当者様におかれましては、従業員様のご退職の際は保険証を確実に回収し、「被保険者資格喪失届」に添付して提出してください。また、ご家族（被扶養者）の保険証も併せて回収をお願いします。

こんな時は??

- ・月の途中で資格を喪失した場合、月末までは保険証が使用できるの？
- ・新しい保険証が届くまでは、退職した会社の保険証が使用できるの？
- ・治療中の病気は、退職後も古い保険証が使用できるの？



**全て
使用不可
です**

知っていますか？退職後の健康保険

退職後の健康保険には「協会けんぽの任意継続※」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つ選択肢があります。各制度によって、加入条件や毎月納める保険料額等が異なりますので、比較・検討のうえお手続きください。※健康保険組合が発行する保険証をお持ちの方は、健康保険組合にお問い合わせください。

加入先	協会けんぽの 任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ■退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ■退職日の翌日から20日以内に手続きすること（郵送の場合は必着） 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たすこと ※ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料を2倍した額 ※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と在職中に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍した額にならない場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ■加入する世帯人数や前年の所得等によって決まります ■保険料の減免制度があります ■お住まいの市区町村により保険料が異なります 	被扶養者の保険料負担は原則ありません

任意継続に加入できる期間は、**2年間**です。「国民健康保険に加入する」「ご家族の健康保険の扶養に入る」等の理由で**途中でやめることができません**。加入のお手続きをいただく前に、毎月納める保険料等をご確認いただくようお願いいたします。